

【議案第69号】 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

- 飯塚市穎田支所の位置を変更するもの
 - ・勢田 1271 番地 1 →鹿毛馬 2333 番地 4
- 令和元年 7 月 1 日から施行

【議案第70号】 飯塚市税条例の一部を改正する条例

- 地方税法等の改正（平成 31 年 3 月 29 日公布）に伴うもの（平成 31 年 4 月 1 日施行以外の部分）
- （主な改正内容）
- ①市民税関係
 - ・児童扶養手当を受給し、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親（単身児童扶養者）に対する個人市民税非課税措置（令和 3 年 1 月 1 日から施行）
 - ・ふるさと納税制度について、特例控除の対象となる地方公共団体を総務大臣が指定することに伴う規定の整備（令和元年 6 月 1 日から施行）
- ②軽自動車税関係
 - ・グリーン化特例（軽課）の適用対象を電気自動車等に限定（令和 3 年 4 月 1 日から施行）
 - ・軽自動車環境性能割の税率について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した場合 1%分軽減する臨時的軽減規定（令和元年 10 月 1 日から施行）

【議案第71号】 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)

専決第6号(平成31年3月29日専決)

- 地方税法等の改正（平成 31 年 3 月 29 日公布）に伴うもの
- （主な改正内容）
- 市民税関係
 - ・所得税の住宅ローン控除の改正に関連し、所得税額から控除しきれない額を個人市民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の期間延長
 - ・住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止
 - ・大法人の電子情報処理組織（e L T A X）による申告義務について、電気通信回線の故障や災害その他の理由がある場合の申告方法の規定
- 平成31年4月1日から施行

【議案第72号】 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

専決第7号(平成31年3月29日専決)

- 地方税法施行令の改正（平成31年3月29日公布）に伴うもの
- ・賦課限度額の引上げ
 - 医療保険分 58万円 → 61万円
- ・均等割・平等割の減額対象範囲の拡大
 - 対象世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる金額を引上げ
 - 5割軽減 被保険者1人につき 27.5万円→28万円
 - 2割軽減 被保険者1人につき 50万円→51万円
- 平成31年4月1日から施行

【議案第73号】 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

- 固定資産評価員の選任 1名
(関係法令) 地方税法 第404条第2項

【議案第74～第76号】 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

- 公平委員会委員の選任 3名
(関係法令) 地方公務員法 第9条の2
飯塚市等公平委員会共同設置規約 第4条第1項

【議案第77号】 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

- 監査委員の選任 1名(議員のうちから選任する者)
(関係法令) 地方自治法 第196条

【報告第8号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第8号(平成31年3月29日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 45,226円(修理費用150,753円の内、市の過失3割)
- ・発生日時 平成31年1月4日(金)午後4時30分頃
- ・発生場所 飯塚市菰田西地内
- ・事故の状況 青果部内において出荷を終え、軽トラックで通用門に向かって走行中、グレーチングを跳ねて、右側前輪タイヤが側溝にはまり車両を損傷させたもの

【報告第9号】 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第9号(平成31年4月1日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 142,808円(修理費用等142,808円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 平成31年2月5日(火)午前8時55分頃
- ・発生場所 飯塚市相田地内
- ・事故の状況 粗大ごみ収集のため塵芥車に積込み作業中、破砕されて飛んだ破片により後方に停車していた自動車に損傷を与えたもの

【報告第10号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

専決第10号～第14号(平成31年4月1日専決)

○市営住宅使用料の滞納者5名に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するもの

○請求の内容

- ・住宅の明渡し
- ・未払い住宅使用料の支払
- ・賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
- ・訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

【報告第11号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

専決第15号～第19号(平成31年4月1日専決)

○市営住宅使用料の滞納者5名に対して、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てるもの

○申立ての内容

- ・滞納使用料の分割支払
- ・今後の住宅使用料の納期順守
- ・分割納入を2回怠った場合又は住宅使用料の支払を通算して3月以上怠った場合、住宅の明渡し及び住宅使用料の一括支払